

消費税法の改正による電気料金の改定について

2019年8月30日

静岡ガス&パワー株式会社(取締役社長 中井俊裕)は、消費税法の改正により2019年10月1日を実施日とする電気供給約款と選択約款の改定を実施いたします。

今回の改定は、消費税率が10%へ引き上げられることに伴い、電気料金に新たな消費税率を反映するものです。

消費税率の引き上げに伴う電気料金は、2019年10月分(※1)から適用いたします。

なお、消費税等相当額以外の料金の改定はありません。

新たな消費税率を反映した料金単価は、9月中に当社ホームページにてお知らせいたします。

高圧または特別高圧で電気をお使いのお客さまへは、別途お知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(※1)2019年9月30日以前から継続して電気供給約款(低圧用)をご契約のお客さまは、経過措置として2019年10月分まで旧税率8%を適用いたします。